

論 文

慶長5年9月13日の大津城攻めについての立花宗茂発給の感状と軍忠一見状（合戦手負注文）に関する考察（その2）

白 峰 旬

【要 旨】

合戦の際に出される感状や合戦手負注文についての研究史としては、中世から戦国期に関する事例研究は豊富であるが、近世における事例研究はいまだ未開拓の分野であるといえよう。よって、本稿では近世（慶長5年）の事例研究として、慶長5年（1600）9月13日の大津城攻めについての立花宗茂発給の感状と軍忠一見状（合戦手負注文）に関して考察をおこなう。

【キーワード】

大津城攻め、立花宗茂、感状、軍忠一見状、合戦手負注文

※拙稿「慶長5年9月13日の大津城攻めについての立花宗茂発給の感状と軍忠一見状（合戦手負注文）に関する考察（その1）」（『別府大学紀要』58号、別府大学会、2017年）より続く。

4. 大津城攻めの歴史的意義

9月3日、大津城主の京極高次は居城である大津城に籠城して、豊臣公儀（豊臣秀頼を推戴した石田・毛利連合政権）と「手切」の軍事行動をおこした。この点については、「（慶長5年）9月7日付京極高次宛徳川家康書状」に「去三日、大津へ被打返、手切之可有行由」と記されている⁽⁷⁹⁾。

この京極高次の大津城籠城について、豊臣公儀サイドの毛利輝元は次のように9月15日付の書状で述べている。

〔史料6〕⁽⁸⁰⁾

猶以、丹後玄旨、是又種々懇望付而下城申付、彼城番勢指籠、丈夫申付候矣
急度申聞候、大津宰相事不能案内令帰城、構逆意候之条、即時押詰二丸迄乗崩、数百人討捕候處、宰相事種々佗言申、剃頭罷出候条、助一命、今朝高野江つかハし候、則城請取、番勢差籠候条可心安候、美濃口之儀、是又丈夫申付、勝手案中候条、吉左右追々可申聞候、其方角之儀手強心遣肝要候也

輝元公

御判

九月十五日

宗 善兵

この書状は、9月15日付で毛利輝元が家臣の宍戸元行に対して出したものである。ちなみに、9月15日は関ヶ原の戦い（本戦）がおこなわれた日であるが、この書状内容からすると、関ヶ原の戦いでの勝敗の結果はまだ輝元に伝わっていなかったと思われる。

この書状には次のことが述べられている。

- (1) 京極高次が（豊臣公儀に）知らせもせず（勝手に居城である大津城へ）帰城して（豊臣公儀に対して）「逆意」を構えた⁽⁸¹⁾。
- (2) そのため、（豊臣公儀の軍勢を大津城へ遣わして）即時に押し詰めて（大津城の）二の丸まで乗り崩し、数百人を討ち捕らえたところ、京極高次は種々の詫言を述べて、剃髪して出てきた⁽⁸²⁾。
- (3) よって、一命は助けて、今朝（＝9月15日の朝）高野山へ遣わした。城（＝大津城）は（豊臣公儀の軍勢が）受け取り、「番勢」（＝守備の軍勢）を入れた⁽⁸³⁾。
- (4) 「美濃口」のことも、丈夫に申し付けて「勝手案中」（＝思っている通り）であるので（やがて）よい知らせを追々聞かせることができるだろう⁽⁸⁴⁾。
- (5)（田辺城に籠城していた）細川藤孝も、種々懇望したので「下城」（＝降参して城を引き渡すこと）を申し付け、その城（＝田辺城）に「番勢」（＝守備の軍勢）を入れて、丈夫に申し付けた⁽⁸⁵⁾。

この中で、上記（1）、（2）、（3）の内容を要約すると、京極高次の大津城籠城については（高次が豊臣公儀に対する）「逆意」を構えたという理由で、すぐに豊臣公儀の軍勢を遣わして、大津城の二の丸まで乗り崩したところで高次が降伏して、9月15日の朝に高野山へ遣わした、としている。

このように、大津城の二の丸まで乗り崩したところで高次が降伏した、としているので、豊臣公儀の軍勢が大津城本丸を乗り崩す前に高次が降伏したことになる。ただし、9月18日付で小早川秀包（毛利秀包）が家臣の藪九右衛門に対して出した感状（前掲〔史料5〕）には、9月13日の大津城攻めの時に藪九右衛門が大津城本丸の「鉄之門」において戦い、数ヶ所負傷（「被疵」）した、と記されているので、大津城本丸の「鉄之門」において、大津城を攻める豊臣公儀の軍勢と大津城に籠城した京極高次の軍勢で攻防戦があったことは事実と考えられる。

また、上記（4）では、この時点（9月15日）で毛利輝元が美濃方面の軍事状況を楽観視して、明るい展望を持っていた点が注目される。実際には、9月14日の夜に石田三成方の諸将が、それまで籠城していた大垣城を出て関ヶ原方面に移動するのであるが、この時点（9月15日）で毛利輝元は、そのことを知らず、石田三成方の諸将が大垣城での籠城をずっと継続すると思っていたため美濃方面の軍事状況を楽観視したのかもしれない。

それから、上記（5）で、細川藤孝に対して（籠城していた田辺城からの）「下城」を申し付けた（＝命じた）、としている点は、城の明け渡しを強制執行するという公儀権力の行使という意味で重要である。この点は大津城攻めも同様であって、豊臣公儀（石田・毛利連合政権）の軍勢が大津城攻めをおこなった目的は、豊臣公儀に反逆して籠城した京極高次に対して城の明け渡しを強制執行す

慶長5年9月13日の大津城攻めについての立花宗茂発給の感状と軍忠一見状（合戦手負注文）に関する考察（その2）（白峰）
るためであった。そのため、田辺城にも大津城にも明け渡しのあとは、豊臣公儀が「番勢」を入れ、公儀権力（豊臣公儀＝石田・毛利連合政権）がその城を収公（没収）して、豊臣公儀の直轄の城郭にしたのであって、この戦い（大津城攻め）の歴史的意義としては、こうした豊臣公儀（石田・毛利連合政権）による公儀権力の行使という点に最も重要な意味がある。逆に言えば、こうしたことをおこない得るのは、石田・毛利連合政権が公儀権力であったことの証左となる。

おわりに

本稿の「はじめに」では、慶長5年9月の大津城攻めについての立花宗茂発給の感状と軍忠一見状（合戦手負注文）について、その内容を検討し、「軍忠状」、「合戦注文」、「手負注文」などの「戦闘報告書」及び、「感状」の記載内容をもとに鈴木真哉氏が数値化した検討結果（死傷者の内訳、負傷者の内訳）が、大津城攻めにおいて同様の傾向を示すのか否かという点の検討を可能であればおこないたい、としたが、本稿での検討の結果、立花宗茂発給の感状（大津城攻め）と軍忠一見状（大津城攻め）には、戦死の原因や被疵の内訳（矢疵・射疵、鉄炮疵・手火矢疵、鎧疵・突疵、刀疵・太刀疵など）が記されていない（表1、表2における鎧疵の一例は除く）ので、鈴木真哉氏による検討結果との比較を検討することはできなかった。よって、この課題については、今後、他の戦いにおける同様の史料から検討することにしたと思う。

鈴木真哉氏は、手負注文（合戦手負注文について、上述のように、本稿では軍忠一見状という名称を使用した）やその種の文書を残している家は、中国、九州など西日本にほぼ限定される、と指摘している⁽⁸⁶⁾。また、久留島典子氏は、西国に比較して東国では、手負注文、頸注文などはほとんど残存していない、と指摘している⁽⁸⁷⁾。

ということは、本稿でおこなったように、一つの戦いについて感状と軍忠一見状（合戦手負注文）の両方の記載内容から検討できるのは、地域的特性を生かした方法論ということになる。

鈴木真哉氏は、軍忠状や手負注文のような「戦闘報告書」と感状では、功名の扱いに厚薄がある場合があり、また、「戦闘報告書」では見られないような功名が感状には出てくることを指摘している⁽⁸⁸⁾。具体的には、前者については、感状では飛び道具（鉄炮など）は評価されにくく、白兵（鎧や刀のような武器）については評価されやすい、という傾向があり⁽⁸⁹⁾、後者については、合戦注文などにはあまり見られない、単に従軍したとか、戦闘に参加したことを功名とした感状の事例がある、と指摘している⁽⁹⁰⁾。

この鈴木真哉氏の指摘に関して、前者については、上述のように、立花宗茂発給の感状（大津城攻め）と軍忠一見状（大津城攻め）には、戦死の原因や被疵の内訳（矢疵・射疵、鉄炮疵・手火矢疵、鎧疵・突疵、刀疵・太刀疵など）が記されていない（表1、表2における鎧疵の一例は除く）ので、本稿では検証することはできなかった。

また、この鈴木真哉氏の指摘に関して、後者については、立花宗茂発給の感状（大津城攻め）で

は、単に従軍したとか、戦闘に参加したことだけを功名として評価した事例はなかった。

上述のように、佐藤進一氏は、軍忠状に関して、戦いにおいて武士が率いた「小戦闘集団の構成員」として、舎弟などの一族・親類・家子^{いよのこ}・若党・中間・被官などの呼称や氏名を知ることができるので、「これら一集団の構成員を検討することによって、当時の武士の族的結合の形態を考察することができる」と指摘している⁽⁹¹⁾。

この佐藤氏の指摘は、本稿で扱った立花宗茂発給の感状(大津城攻め)や軍忠一見状(大津城攻め)にも同様に指摘できる点である。立花宗茂のそれぞれの家臣が率いた「小戦闘集団」は、上述したように、感状(大津城攻め)では「手之者」、「内之者」、「組之衆」、「手」と表記され、軍忠一見状では「手之者」と表記されている。そして、「小戦闘集団の構成員」は、感状(大津城攻め)では「寄揆」、「中間」、「子息」と表記されている。

それらの表記をもとにして、大津城攻めに参加した立花家家臣の「族的結合の形態」をまとめると、図1のようになる。

大津城攻めに参加した立花家家臣の「族的結合の形態」を考えるうえで、表2と表4をもとに、立花家家臣とその麾下の者の人数をカウントすると⁽⁹²⁾、表2では家臣28人に対してその麾下の者は33人(そのうち中間は12人)、表4では麾下の者が60人(そのうち中間は12人)であるので(表2と表4における麾下の者に名前の重複はない)、合計121人(家臣28人と麾下の者93人〔そのうち中間は24人〕)が大津城攻めに立花家の軍勢の人数として参戦したことになる。ただし、この人数は、管見で確認できた感状と軍忠一見状に基づいているので、実際には立花家の軍勢の人数はもっと多いはずである⁽⁹³⁾。この人数比(麾下の者の数は家臣数の約3倍)を見ても、大津城攻めで立花家のそれぞれの家臣が率いた麾下の者の人数がいかに多かったかがわかる。

この麾下の者は、軍忠一見状ではそれぞれ「手之者」と記されていて、その内訳は与力と中間である⁽⁹⁴⁾。そこで、立花家のそれぞれの家臣の与力数を知るために作成したものが表8である。表8は「与力附侍帳」⁽⁹⁵⁾の記載内容をもとに、与力の人数の多いものからソートをかけて作成した。表8を見るとわかるように、立花家家臣のうち、支城主の重臣クラスでは、いずれも与力の数が40人台～50人台であり、他の家臣よりも格段に与力の数が多いことがわかる。それ以外の家臣でも与力の数が10人以上の家臣が10人いる(無足衆19人の事例は除外した)。

立花家の分限帳の一つである「慶長五年侍帳」⁽⁹⁶⁾の末尾には「惣合百弍拾六人、此節者、与力有之故、侍小勢歟」と記されている。この記載は、慶長5年当時のものではなく、「慶長五年侍帳」を見て、後世(江戸時代)に書き込まれた、と考えられる。この書き込みの意味するところは、「慶長五年侍帳」における立花家家臣の総人数が126人であることに、意外と少人数(「小勢」)であると疑問を持ち、その理由として、当時はそれぞれの家臣に「与力」がいたため、その「与力」の人数を含めると総数(立花家が戦いに動員する総人数)は多くなるが、それぞれの家臣の「与力」の人数を差し引いて、家臣(「侍」)の数だけを合算すると、126人にしかならない、という意味なのであろう。

慶長5年9月13日の大津城攻めについての立花宗茂発給の感状と軍忠一見状（合戦手負注文）に関する考察（その2）（白峰）

こうした書き込みを後世（江戸時代）にしたとすれば、立花家のそれぞれの家臣が「与力」をかかえていた慶長5年以前（慶長5年も含む）の状況（それぞれの家臣が戦いに麾下の与力を率いて参戦した時代）が、後世の江戸時代（戦いのない平和な時代）の家臣団編成と根本的に異なっていたことを示している。

立花家家臣がそれぞれ数多くの与力を抱えていたことは、戦時に麾下の与力（場合によっては、子息などの親族も含めて）やその下のクラスの間を率いて、戦いに参戦できる即応態勢を取ることが目的であった、と思われる。それら与力など麾下の者を戦時に編成した集団が、上述した「手之者」、「内之者」、「組之衆」、「手」と表記されたものであった⁽⁹⁷⁾。

このように、本稿では立花宗茂発給の感状（大津城攻め）と軍忠一見状（大津城攻め）の内容検討により、立花家の軍勢の編成の実態や参戦した人数について把握することができた。よって、今後は他の事例⁽⁹⁸⁾でも同様の視点から検討を進めたい⁽⁹⁹⁾。

[註]

- (1) 荻野三七彦「古文書と軍事史研究」(日本古文学学会編『日本古文学論集』7、中世Ⅲ、吉川弘文館、1986年)。
- (2) 漆原徹「軍忠状に関する若干の考察－南北朝期の二型式を中心に－」(前掲・日本古文学学会編『日本古文学論集』7、中世Ⅲ)。
- (3) 漆原徹『中世軍忠状とその世界』(吉川弘文館、1998年)。
- (4) 海津一郎「合戦手負注文の成立」(『国立歴史民俗博物館研究報告』48集、国立歴史民俗博物館、1993年)。
- (5) 片桐昭彦「武田氏の感状とその機能」、「長尾景虎(上杉輝虎)の感状とその展開」、「上杉景勝の感状とその展開」(片桐昭彦『戦国期発給文書の研究－印判・感状・制札と権力』、高志書院、2005年)。
- (6) 秋山伸隆「毛利氏発給の感状の成立と展開」、「天文二十三年安芸折敷畑合戦と感状」(秋山伸隆『戦国大名毛利氏の研究』、吉川弘文館、1998年)。
- (7) 柴辻俊六「戦国大名文書」における「軍役状(催促状、着到状、軍忠状)」、「感状」の項(『日本古文学学講座』4巻、中世編Ⅰ、雄山閣出版、1980年)。
- (8) 瀬野精一郎「軍事関係文書」における「軍忠状」、「感状」の項(『日本古文学学講座』5巻、中世編Ⅱ、雄山閣出版、1981年)。
- (9) 漆原徹「合戦と軍忠」における「軍忠状」、「感状」の項(『今日の古文学』3巻、中世、雄山閣出版、2000年)。
- (10) 佐藤進一『新版古文学入門』(法政大学出版局、2003年)における「軍忠状」の項。
- (11) 日本歴史学会編『概説古文学』古代・中世編(吉川弘文館、1983年)における「軍役催促・感状」(執筆は新田英治氏)、「着到状・軍忠状」(執筆は瀬野精一郎氏)の項。
- (12) 久留島典子「戦功の記録－中世から近世へ－」(『国立歴史民俗博物館研究報告』182集、国立歴史民俗博物館、2014年)。
- (13) 論文ではないが、江戸時代初期における感状を扱ったものとして、荻野三七彦「家康と秀忠“両御所”の感状－大坂冬の陣の場合－」、荻野三七彦『古文書研究－方法と課題－』、名著出版、1982年)がある。ま

- た、丸島和洋『真田四代と信繁』（平凡社、2015年、247頁）、同『真田信繁の書状を読む』（星海社、2016年、257～263頁）では、大坂夏の陣（道明寺の戦い）において真田信繁が勇戦をした家臣 6 人に対して出した木片の感状についての指摘がある。
- (14) 鈴木真哉『戦闘報告書』が語る日本中世の戦場－鎌倉最末期から江戸初期まで－』（洋泉社、2015年）。以下、副題は省略する。
- (15) 「感状」の検討では、戦国前期として、明応 7 年（1498）～永禄 4 年（1561）を調査対象期間としている。
- (16) 大津城主の京極高次が慶長 5 年 9 月に徳川家康方に寝返ったため、京極高次が籠城した大津城は豊臣公儀の軍勢から攻撃を受けて落城した。その経過については、拙稿「在京公家・僧侶などの日記における関ヶ原の戦い関係等の記載について（その 1）－時系列データベース化の試み（慶長 5 年 3 月～同年 12 月）－」（『別府大学紀要』57号、別府大学、2016年）、拙稿「在京公家・僧侶などの日記における関ヶ原の戦い関係等の記載について（その 2）－時系列データベース化の試み（慶長 5 年 3 月～同年 12 月）－」（『史学論叢』46号、別府大学史学研究会、2016年）を参照されたい。
- (17) 樋爪修「大津城と大津籠城戦」（『大津市歴史博物館研究紀要』15号、大津市歴史博物館、2008年）。
- (18) 感状の定義については、『国史大辞典』では「合戦に参加した将士の戦功を賞して発出される文書。感書・御感書ともいう。鎌倉時代の末から江戸時代の初めにかけて、武家時代を通じて長く行われた。」（『国史大辞典』3巻、吉川弘文館、1983年、831頁、「感状」の項、執筆は五味克夫氏）、瀬野精一郎「軍事関係文書」における「感状」の項（前掲『日本古文書学講座』5巻、中世編Ⅱ、45頁）では「合戦のため馳せ参じた武士や、軍忠を抽んでた武士に対し、その戦功を賞するため発給された文書を感状とよぶ。感状は直接給わることに意義があるわけであるから、直状形式の文書様式によって、発給者が文書の奥あるいは日下、身分の高い者が発給する場合は袖判を据えて与える。給わる者の名前が宛名として書かれるのが原則であり、料紙は堅紙・折紙・切紙・小切紙など種々の料紙が用いられている。」、漆原徹「合戦と軍忠」における「感状」の項（前掲『今日の古文書学』3巻、中世、228頁）では「武士の戦功に対しての褒詞を記した文書で、単に褒詞にとどまるものと、恩賞給付を予告ないし確約するものなど内容にはいくつかの機能的な差異がある。」としている。
- (19) 『福岡県史』近世史料編・柳川藩初期（上）（財団法人西日本文化協会、1986年、23号、77号文書）。『柳川市史』史料編Ⅴ・近世文書（後編）（柳川市、2012年、342頁）。
- (20) 前掲『福岡県史』近世史料編・柳川藩初期（上）（202号文書）。
- (21) 前掲『福岡県史』近世史料編・柳川藩初期（上）（202号文書）の頭注には「本文書疑義あるも収録」と記されている。
- (22) 前掲『福岡県史』近世史料編・柳川藩初期（上）（23号文書）。
- (23) 10月10日付で立花宗茂が家臣に対して一斉に感状を発給したが、その家臣の中の 1 人である丹半左衛門尉（親次）は、感状が発給された10月10日の時点では国許にいなかった。中野等・穴井綾香『近世大名立花家』（柳川の歴史 4）（柳川市、2012年、181頁）は、丹半左衛門尉について、「善後処理を行なうため上方に残してきた丹半左衛門尉親次（賢賀実弟）が領内の下妻郡水田（現筑後市）に到着する。（中略）親次は家

- 慶長5年9月13日の大津城攻めについての立花宗茂発給の感状と軍忠一見状（合戦手負注文）に関する考察（その2）（白峰）
- 康発給の「身上安堵の御朱印」を携えていたのである。（中略）親次の柳川城帰還は、恐らく翌二十三日（引用者注：十月二十三日を指す）のことと考えられるが（後略）」と指摘している。この点については「10月22日付立花三左衛門尉宛立花宗茂書状」（『柳川市史』史料編Ⅴ・近世文書（前編）、柳川市、2011年、750頁）に「半左、明日邊罷着へき由、又申来候間」、「10月22日付立花三左衛門尉宛立花宗茂書状」（前掲『柳川市史』史料編Ⅴ・近世文書（前編）、750頁）に「丹半左衛門、今日、水田迄罷着候、夜明かたか明朝早々、此地可罷着候」、「10月22日付（立花三左衛門尉宛）立花宗茂書状」（前掲『柳川市史』史料編Ⅴ・近世文書（前編）、751頁）に「半左も頓而下向之由、追々申来候」と記されていることがその証左となる。このように、感状の発給対象となる家臣が国許にいない場合でも、一斉発給の場合は感状が発給されたことがわかる。
- (24) 大津城攻めが終わり和睦になった月日については、諸史料により日付が一定せず、9月12日とする説、9月13日とする説、9月14日とする説がある（前掲・拙稿「在京公家・僧侶などの日記における関ヶ原の戦い関係等の記載について（その1）－時系列データベース化の試み（慶長5年3月～同年12月）－」）。
- (25) 江上合戦については、拙稿「慶長5年10月20日の江上合戦についての立花宗茂発給の感状と軍忠一見状（合戦手負注文）に関する考察（その1）」（『別府大学大学院紀要』19号、別府大学、2017年）、拙稿「慶長5年10月20日の江上合戦についての立花宗茂発給の感状と軍忠一見状（合戦手負注文）に関する考察（その2）」（『史学論叢』47号、別府大学史学研究会、2017年）において検討した。
- (26) 立花三太夫（統次）は10月10日付の立花宗茂発給の感状（大津城攻め）を与えられたが、10月20日の江上合戦において戦死した（前掲・拙稿「慶長5年10月20日の江上合戦についての立花宗茂発給の感状と軍忠一見状（合戦手負注文）に関する考察（その2）」の表8参照）。
- (27) 前掲『柳川市史』史料編Ⅴ・近世文書（前編）（645頁）。
- (28) 親成とは、立花宗茂のことである。以下同様。
- (29) 立花家家臣の石高については、「文禄五年朝鮮御陣御家中軍役高付騎馬并鉄鉋付之覚」⁽⁷⁷⁾、「慶長五年侍帳」（『柳河藩立花家分限帳』（柳川歴史資料集成第三集）、柳川市、1998年）による。
- (30) 「碎手」の意味については、土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』（岩波書店、1980年、639頁）に「（手を砕く）全力を注ぐ、（中略）特に、戦争の事に関して用いられる。例（手を砕いて戦ふ）力をこめて激しく戦う。」とあるので、奮戦した、或いは、力戦した、という意味になるだろう。
- (31) 前掲『柳川市史』史料編Ⅴ・近世文書（前編）（232頁）。
- (32) 着到状の定義については、『国史大辞典』では「中世、地頭・御家人らの武士が騒擾など変事の発生を聞いて、命令により、または自発的に馳せ参じたとき、その旨を届け出、統率者から証判をうける文書のこと。」（『国史大辞典』9巻、吉川弘文館、1988年、453頁、「著到状」の項、執筆は五味克夫氏）、瀬野精一郎「軍事関係文書」における「着到状」の項（前掲『日本古文書学講座』5巻、中世編Ⅱ、25頁）では「軍勢催促状を受けとった戦闘単位の家長は、それに応じて馳せ参じた場合、軍勢催促状を発給した者、あるいは馳せ参じた武力集団の最高責任者、あるいは直属の指揮官に対し、たしかに馳せ参じたことを示すために提出する文書」、漆原徹「合戦と軍忠」における「着到状」の項（前掲『今日の古文書学』3巻、219頁）では「着到状とは軍勢催促状によって招集された武士が、將軍や守護及び大将のもとに武装して到着した

際に提出する文書で、この時証判という確認の花押を招集者側から受けて提出者本人に返却される。一通の文書が、提出者の本文と確認者の承認文言及び花押の双方によって成立して、はじめて文書として機能するこのような型式を複合文書と称する。」としている。

- (33) 軍忠状の定義については、『国史大辞典』では「鎌倉時代から戦国時代にかけて武士が戦闘に参加して活躍した状況や、自身および従者の被害状況を上申する文書」(『国史大辞典』4巻、吉川弘文館、1984年、1046頁、「軍忠状」の項、執筆は五味克夫氏)、瀬野精一郎「軍事関係文書」における「軍忠状」の項(前掲『日本古文書学講座』5巻、中世編Ⅱ、34頁)では「鎌倉時代中期以後になると、合戦の規模が大きくなり、広い範囲から武力集団が馳せ参じて合戦が行なわれるようになると、指揮者がいちいち直接面接して報告を受けることは不可能になってきた。そこで実際に戦闘に参加した者が、合戦における自己の勲功を文書にして提出し、着到状の場合と同様に指揮者の証判をもらって、後日の恩賞のさいの証拠として保存しておくということが一般に行なわれるようになった。このような目的で提出された文書のことを軍忠状という。軍忠状は蒙古襲来を契機として行なわれるようになり、南北朝動乱期に多用され、戦国時代まで形を変えながらも存在している。」、漆原徹「合戦と軍忠」における「着到状」の項(前掲『今日の古文書学』3巻、221頁)では「軍忠状は、戦闘に参加した武士が戦功を上申して確認を受ける文書で、着到状とおなじく確認の証判を受ける複合文書である。(中略)軍忠状は提出者と提出先の関係により、また戦功の認定の段階などの理由によりいくつかの機能的な相違が認められるが、様式は既存の様式から借りて成立している事情を反映して披露状、言上状、申状、目安状、注進状、注文など多様である。」としている。
- (34) 前掲『柳川市史』史料編Ⅴ・近世文書(前編)(232～233頁)。前掲『福岡県史』近世史料編・柳川藩初期(上)(193号文書)。
- (35) 『福岡県史』近世史料編・柳川藩初期(下)(財団法人西日本文化協会、1988年、559号文書)。
- (36) 前掲『福岡県史』近世史料編・柳川藩初期(下)(981号文書)。
- (37) 前掲『柳川市史』史料編Ⅴ・近世文書(前編)(232～233頁)。
- (38) 「与力」とは「何騎と数えられるように騎乗の武士であり(後略)」と指摘されている(『日本史大事典』6巻、平凡社、1994年、1066頁、「与力」の項、執筆は林由紀子氏)。
- (39) 前掲・佐藤進一『新版古文書学入門』(244頁)。
- (40) よって、表2には、感状の発給年月日、発給者、宛所の項目は入れていない。ただし、表1のスペースに入れられなかった関係上、着到文言の有無、書止文言の項目を表2に入れた。
- (41) 盛本昌広『戦国合戦の舞台裏－兵士たちの出陣から退陣まで－』(洋泉社、2010年、39頁)では「侍はいわゆる侍身分に属する者で、名字を持っていた。(中略)これに対して、中間は名字を持たず、この点で侍とは区別され、普段は使者など雑用に従事していた。(中略)武器や甲冑など装備においては侍より劣るが、合戦の際には戦闘員の一角をなしていた。」と指摘されている。
- (42) 名前の記載がない場合はカウントしなかった。(中間カ)は中間としてカウントした。
- (43) 小数点第二位を四捨五入した。
- (44) 小数点第二位を四捨五入した。

慶長5年9月13日の大津城攻めについての立花宗茂発給の感状と軍忠一見状（合戦手負注文）に関する考察（その2）（白峰）

- (45) 名前の記載がない場合はカウントしなかった。ただし、名前の記載はなくても本人と特定できる場合はカウントした。（中間カ）は中間としてカウントした。
- (46) このうち1人は「分捕の疵」なので、この1人は被疵の方にもカウントした。
- (47) 小数点第二位を四捨五入した。
- (48) 「大津御一戦之時母袋掛候衆」（「立花家旧記」）、「与力附侍帳」、「文禄五年朝鮮御陣御家中軍役高付騎馬并鉄鉋付之覚」、「慶長五年侍帳」（前掲『柳河藩立花家分限帳』）。
- (49) 表2における丹半左衛門尉のケースのように「其方手之者」と「中間」を書き分けているということは、中間は「其方手之者」に含まれないことを意味する。このことは、中間を戦闘員と認識しているものの、「其方手之者」との身分差を明確にしている、という意味で注意される点である。ただし、表2における上妻次兵衛尉のケースでは中間を「内之者」としているほか、内田清右衛門のケースでは中間を「其方組之衆」とし、由布孫左衛門尉のケースでは中間を「其方内之者」としているため、この点については今後より多くの事例をもとに検討を進める必要がある。
- (50) 「寄子は与力・寄騎ともいう」（『新版角川日本史辞典』、角川書店、1996年、1081頁）とあることから、寄子＝「寄揆」という意味になる。
- (51) 3人とも中間という点は、300石という石高の低さに起因するのかもしれない。
- (52) 前掲『柳川市史』史料編V・近世文書（前編）（232頁）、前掲『柳川市史』史料編V・近世文書（後編）（310頁など）。
- (53) 前掲『福岡県史』近世史料編・柳川藩初期（上）（76号文書など）、前掲『福岡県史』近世史料編・柳川藩初期（下）（559号文書など）。
- (54) 『柳川藩享保八年藩士系図・下』〈柳川歴史資料集成第二集〉（柳川市、1997年、524頁）。
- (55) 前掲『柳川市史』史料編V・近世文書（後編）（310頁）。
- (56) 前掲『柳川市史』史料編V・近世文書（前編）（232頁）。
- (57) 前掲『柳川市史』史料編V・近世文書（前編）（232～233頁）。
- (58) 「慶長五年九月十三日」というのは日付的に考えると、大津城が落城する直前の豊臣公儀の軍勢による最後の総攻撃の日付に該当すると考えられる。この点については、後掲註（71）参照。
- (59) 「与力附侍帳」（前掲『柳河藩立花家分限帳』）。後述の表4において、与力であることが分限帳（「与力附侍帳」、前掲『柳河藩立花家分限帳』）で確認できるのは、この4人以外に、池田孫兵衛、松尾九郎右衛門がいる。この2人は分限帳では、立花三郎右衛門の与力になっているが（「与力附侍帳」、前掲『柳河藩立花家分限帳』）、軍忠一見状では立花織部佐の「手之者」になっている。その理由については不詳であるが、この2人は分限帳（「与力附侍帳」、前掲『柳河藩立花家分限帳』）に記された時点では立花三郎右衛門の与力であったが、その後、立花織部佐の麾下に移った可能性も考えられる。
- (60) 立花吉左衛門（「与力附侍帳」、「文禄五年朝鮮御陣御家中軍役高付騎馬并鉄鉋付之覚」、「慶長五年侍帳」、前掲『柳河藩立花家分限帳』）、立花織部佐（「文禄五年朝鮮御陣御家中軍役高付騎馬并鉄鉋付之覚」、前掲『柳河藩立花家分限帳』）、三池伊兵衛（「文禄五年朝鮮御陣御家中軍役高付騎馬并鉄鉋付之覚」、「慶長五年侍

- 帳」、前掲『柳河藩立花家分限帳』。
- (61) 由布玄蕃頭(由布惟与、立花老岐守)は、慶長4年に酒見城主・由布惟次(由布七右衛門尉)から由布家の家督を継承した(前掲・中野等・穴井綾香『近世大名立花家』、162頁)。由布惟次(由布七右衛門尉)は「与力附侍帳」(前掲『柳河藩立花家分限帳』)では酒見城主で与力^(ママ)53人(43人カ)、「慶長五年侍帳」(前掲『柳河藩立花家分限帳』)では3500石、と記されている。
- (62) 小数点第二位を四捨五入した。
- (63) 感状での5人、軍忠一見状での7人に名前の重複はないのでそのまま加算した。
- (64) 前掲・日本歴史学会編『概説古文書学』古代・中世編(185頁)。
- (65) 前掲・荻野三七彦「古文書と軍事史研究」(330頁)。
- (66) 前掲・荻野三七彦「古文書と軍事史研究」(331頁)では「近世に入ると最早や「証判」の意義も失われてその必要性が喪失した」と指摘されている。
- (67) 前掲・久留島典子「戦功の記録—中世から近世へ—」。
- (68) 前掲・柴辻俊六「戦国大名文書」(前掲『日本古文書学講座』4巻、中世編I、217～218頁)。
- (69) 「関ヶ原御合戦之時天津城責之覚」(「福岡市博物館購入文書」、『新修福岡市史』資料編、中世1、福岡市、2010年、1020～1021頁)。
- (70) 「比布智神社文書(島根県立図書館寄託)」(『松江市史』史料編4、中世II、松江市、2014年、904頁)。
- (71) 「9月13日付多賀秀種宛増田長盛・毛利輝元連署状」(山鹿素行著『武家事紀』中巻、原書房、1982年復刻、670頁)には、天津城三の丸・二の丸を今朝一番に乗り崩し、首5つを討ち取ったことを賞したことが記されている(拙稿「豊臣公儀としての石田・毛利連合政権」、『史学論叢』46号、別府大学史学研究会、2016年、58頁)。よって、9月13日には天津城の二の丸と三の丸が豊臣公儀の軍勢によって乗り崩されたことがわかる。この日(9月13日)の天津城攻めの際に立花宗茂、毛利元康や小早川秀包(毛利秀包)(後掲の〔史料5〕)も参戦したことになる。なお、「9月13日付井上元直宛毛利輝元書状」(『萩藩閥閥録』2巻、山口県文書館、1967年発行、1979年復刻、302頁)、「9月13日付井上元常宛毛利輝元書状」(前掲『萩藩閥閥録』2巻、302頁)では、毛利輝元が家臣の井上元常の被疵について心配し、養生(或いは、治療)するように指示しているが、この場合の井上元常の被疵というのは、同日(9月13日)の天津城攻めにおいて受けたものと考えられる。
- (72) ただし、一例のみ「～候也」がある(表2参照)。
- (73) 前掲・佐藤進一『新版古文書学入門』(167頁)。
- (74) 前掲・拙稿「在京公家・僧侶などの日記における関ヶ原の戦い関係等の記載について(その1)—時系列データベース化の試み(慶長5年3月～同年12月)—」。
- (75) 「大津市歴史博物館所蔵文書」(図録『石田三成と西軍の関ヶ原合戦』、長浜市長浜城歴史博物館、2016年、109、141頁。図録『特別展・丸亀京極家—名門大名の江戸時代—』、香川県立ミュージアム、2012年、15、92頁。図録『企画展・湖都大津のこもんじょ学』、大津市歴史博物館、2014年、25、81頁)。筆者(白峰)の私見としては、この文書の[]内には、「要候、仍感」という文言が入ると推測できる。

慶長5年9月13日の大津城攻めについての立花宗茂発給の感状と軍忠一見状（合戦手負注文）に関する考察（その2）（白峰）

- (76) 前掲・佐藤進一『新版古文書学入門』（167頁）。
- (77) 『国史大辞典』3巻（吉川弘文館、1983年、831頁、「感状」の項、執筆は五味克夫氏）では、感状について「直状（じきじょう）で、日付の下に差出書を署し、次行に充所（あてどころ）を記す日下署判の書下（かきくだし）形式のものが多いが（後略）」としている。また、前掲・佐藤進一『新版古文書学入門』（174頁）では「だいたい直状（判物）は感状、所領給与、安堵、特権の付与または承認など、永続的効力を付与すべき文書に用い（後略）」としている。
- (78) 前掲・秋山伸隆「毛利氏発給の感状の成立と展開」（52頁）。
- (79) 前掲・図録『特別展・丸亀家極家－名門大名の江戸時代－』（14、91～92頁）。この図録に収録されている「（慶長5年）9月7日付京極高次宛徳川家康書状」は丸亀市立資料館所蔵文書であり、家康が発給した原文書である。ちなみに、中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻（日本学術振興会、1959年、672頁）の同文書は「譜牒余録」所収のものなので写しの文書である。
- (80) 『萩藩閥閥録』1巻（山口県文書館、1967年発行、1979年復刻、567～568頁）。
- (81) [史料6]中の「案内」は「前もって知らせること」（前掲『邦訳日葡辞書』、27頁）という意味である。「逆意」は「むほんの心」（『日本国語大辞典（第二版）』4巻、小学館、2001年、287頁）、「反逆」（前掲『邦訳日葡辞書』、298頁）という意味である。「構える」は「たくらむ」（『日本国語大辞典（第二版）』3巻、小学館、2001年、954頁）という意味である。
- (82) 「乗り崩す」は「敵城を攻め落とす」（『日本国語大辞典（第二版）』10巻、小学館、2001年、877頁）、「力づくで城に登って、それを打ち破る」（前掲『邦訳日葡辞書』、473頁）という意味である。
- (83) 「番勢」は「守備の軍勢」（『日本国語大辞典（第二版）』11巻、小学館、2001年、55頁）、「戦争の時警備に任ずる軍勢」（前掲『邦訳日葡辞書』、49頁）という意味である。
- (84) 「丈夫に」は「強固に」（前掲『邦訳日葡辞書』、318頁）という意味である。「勝手」は「自分にとって都合のよいやり方。また、ぐあいのよいさま。」（『日本国語大辞典（第二版）』3巻、小学館、2001年、810頁）という意味である。「案中（あんじゅう）」は「考えのとおり。当然わかっていること。計画どおり。思っているとおりになること。思いのままのこと。」（『日本国語大辞典（第二版）』1巻、小学館、2000年、705頁）、「案（あん）の内（うち）」で立項。、「自分が思っていたとおり、あるいは、今思うとおり」（前掲『邦訳日葡辞書』、26頁）という意味である。[史料6]中の「吉左右」（きっそう）は「喜ぶべき通知。吉報。」（『日本国語大辞典（第二版）』4巻、小学館、2001年、184頁）、「良い知らせ」（前掲『邦訳日葡辞書』、509頁）という意味である。
- (85) 「下城（げじょう）」は「敵の攻勢などにより城を立ち退くこと。城を敵の手にわたすこと。」（『日本国語大辞典（第二版）』4巻、小学館、2001年、1338頁）、「城から下ること、または、降参して敵に城を引き渡すこと」（前掲『邦訳日葡辞書』、295頁）という意味である。
- (86) 前掲・鈴木眞哉『「戦闘報告書」が語る日本中世の戦場』（38、68頁）。
- (87) 前掲・久留島典子「戦功の記録－中世から近世へ－」。
- (88) 前掲・鈴木眞哉『「戦闘報告書」が語る日本中世の戦場』（170頁）。

- (89) 前掲・鈴木眞哉『「戦闘報告書」が語る日本中世の戦場』(172頁)。
- (90) 前掲・鈴木眞哉『「戦闘報告書」が語る日本中世の戦場』(175頁)。ただし、鈴木氏は、感状の対象となる行為は多様であるから、首を取った、死傷したといったことはもちろんある、とも指摘している(前掲・鈴木眞哉『「戦闘報告書」が語る日本中世の戦場』、177頁)。
- (91) 前掲・佐藤進一『新版古文書学入門』(244頁)。
- (92) 名前の記載がない場合はカウントしなかった。ただし、名前の記載はなくても本人と特定できる場合はカウントした。(中間カ)は中間としてカウントした。
- (93) 立花家家臣の中には、立花宗茂の時代に「高麗・大津等之御感状」を頂戴したものの、その後、棚倉にいた時に焼失した、というケースがある(『柳河藩享保八年藩士系図・上』(柳川歴史資料集成第一集)、柳川市、1996年、340頁)。このように感状を発給されたものの焼失等の理由で伝存しないものもあることは考慮する必要がある。
- (94) 上述したように、[史料3]に列記された者の中で、森田孫兵衛尉、後藤久内、篠原喜介、末松久右衛門尉は、立花吉左衛門の与力であることが立花家の分限帳で確認できる。また表4において、与力であることが分限帳で確認できるのは、この4人以外に、池田孫兵衛、松尾九郎右衛門がいる(前掲註59参照)。
- (95) 前掲『柳河藩立花家分限帳』(8～18頁)。解題によれば「与力附侍帳」は文禄4年(1595)以前の成立である。しかし、立花家家臣のそれぞれの与力数を知ることができる貴重な史料である。
- (96) 「慶長五年侍帳」(前掲『柳河藩立花家分限帳』、29～34頁)。
- (97) 「手之者」、「内之者」、「組之衆」、「手」がそれぞれ厳密には異なる意味を持つのか、或いは、同じ意味なのか、という点についての検討は今後の課題である。
- (98) 本稿のほかに江上合戦についての検討を別稿(前掲・拙稿「慶長5年10月20日の江上合戦についての立花宗茂発給の感状と軍忠一見状(合戦手負注文)に関する考察(その1)」、前掲・拙稿「慶長5年10月20日の江上合戦についての立花宗茂発給の感状と軍忠一見状(合戦手負注文)に関する考察(その2)」)でおこなった。
- (99) それ以外の課題として、戦国時代には合戦が多かったため、大名から出す感状や軍忠一見状の書式、家臣から大名に提出する頸注文や被疵人数注文の書式が各大家で定型化していたと考えられるので、そうした書式の問題も今後検討する必要がある。例えば、頸注文や被疵人数注文の書式の見本(雛形)を記した文書(天正4年〔1576〕12月8日付)が「米多比家文書」に残されている(前掲『柳川市史』史料編V・近世文書(前編)、774～775頁)。これは、頸注文や被疵人数注文の書式を定型化させようとしたことを示している。この文書には、頸に付ける木札は長さを3寸にして「はり上ふた」の先を釧先(の形に)切ること、(木札について)入道頸は耳に付け、^{くわい}位のある頸は左の耳に付け、「はむしや」(端武者=位の低い武士〔『日本国語大辞典(第二版)』10巻、小学館、2001年、1371頁])は右に付けること、紙札の場合は寸法が決まっていないので「見てよき程」に付けること、などが記され、討ち取った敵の頸をどのように扱うのかという作法(これは首実検を前提とした作法と思われる)も知ることができる。

表1

大津城攻め（慶長5年9月13日）についての立花宗茂発給の感状

	発給年月日	発給者	宛所	原写	内容の摘要	出典
1	慶長5年9月13日	立花宗茂	内田壱岐入道 (鎮家)	写	大津城乗崩の時、子息の 監物が戦死	福岡県史－上 23号
2	(慶長5年)9月13日	立花宗茂	立花吉右(左カ) 衛門 (成家)	写	2ヶ所被疵	福岡県史－上 202号 ^(註1)
3	(慶長5年)10月10日	立花宗茂	安東彦右衛門尉 (常久)	写	「其方手之者」3人が被 疵、1人が戦死	柳川市史－前編 11頁
	(慶長5年)10月10日	立花宗茂	安東彦右衛門 (常久)	写	「其方手之者」3人が被 疵、1人が戦死	福岡県史－下 1123号
4	(慶長5年)10月10日	立花宗茂	安東孫兵衛尉 (連州)	写	「其方」被疵、1人が被疵	柳川市史－前編 18頁
	(慶長5年)10月10日	立花宗茂	安東孫兵衛尉 (連州)	原	「其方」被疵、1人が被疵	柳川市史－前編 645頁
5	(慶長5年)10月10日	立花宗茂	上妻次兵衛尉	原	分捕の高名、「内之者」1 人が分捕	柳川市史－前編 200頁
	(慶長5年)10月10日	立花宗茂	上妻次兵衛尉	原	分捕の高名、「内之者」1 人が分捕	福岡県史－上 186号
6	(慶長5年)10月10日	立花宗茂	立花吉左衛門尉 (成家)	原	「其方手之者」の分捕の高 名、被疵、戦死の衆の着到 を銘々披見した。袖判を もって申す。	柳川市史－前編 232頁
	(慶長5年)10月10日	立花宗茂	立花吉左衛門尉 (成家)	原	「其方手之者」分捕の高 名、被疵、戦死の衆の着到 を銘々披見した。袖判を もって申す。	福岡県史－上 196号
7	(慶長5年)10月10日	立花宗茂	内田清右衛門 (玄利)	写	「其方組之衆」3人が被疵	柳川市史－前編 309頁
	(慶長5年)10月10日	立花宗茂	内田清右衛門尉 (玄利)	写	「其方組之衆」3人が被疵	福岡県史－上 20号
8	(慶長5年)10月10日	立花宗茂	高野四郎左衛門尉	写	「其方内之者」被疵	柳川市史－前編 315頁
	(慶長5年)10月10日	立花宗茂	高野四郎左衛門尉	写	「其方内之者」被疵	福岡県史－下 1287号
9	(慶長5年)10月10日	立花宗茂	立花新右衛門尉 (親勝)	写	3人が被疵	柳川市史－前編 321頁
	(慶長5年)10月10日	立花宗茂	立花新右衛門尉 (親勝)	写	3人が被疵	福岡県史－下 1293号
	(慶長5年)10月10日	立花宗茂	立花新右衛門尉 (親勝)	原	3人が被疵	福岡県史－中世 996頁

10	(慶長5年)10月10日	立花宗茂	立花善次郎 (親雄)	写	分捕高名	柳川市史-前編 322頁
	(慶長5年)10月10日	立花宗茂	立花善次郎 (親雄)	写	分捕高名	福岡県史-下 1299号
	(慶長5年)10月10日	立花宗茂	立花善次郎 (親雄)	写	分捕高名	福岡市史-中世 996頁
11	(慶長5年)10月10日	立花宗茂	十時主計允 (成重)	原	「其方寄揆」1人戦死	柳川市史-前編 682頁
	(慶長5年)10月10日	立花宗茂	十時主計 (成重)	写	「其方寄揆」1人戦死	福岡県史-下 683号
12	(慶長5年)10月10日	立花宗茂	由布孫左衛門尉 (惟可)	写	「其方内之者」4人が被疵	柳川市史-後編 341頁
	(慶長5年)10月10日	立花宗茂	由布孫左衛門 (惟可)	写	「其方内之者」4人が被疵	福岡県史-上 130号
13	慶長5年 ^(ママ) 7月(10月カ) 10日	立花宗茂	由布玄蕃頭 (惟与)	写	「自身」鏝疵	柳川市史-後編 342頁
	(慶長5年)10月10日	立花宗茂	由布玄蕃頭 (惟与)	写	「自身」鏝疵	柳川市史-後編 345頁
	慶長5年10月10日	立花宗茂	由布玄番 ^(ママ) (蕃カ) 頭 (惟与)	写	「自身」鏝疵	福岡県史-上 77号
14	(慶長5年)10月10日	立花宗茂	由布大炊助 (惟貞)	写	分捕の疵、2人戦死	柳川市史-後編 352頁
15	(慶長5年)10月10日	立花宗茂カ	宇美助左衛門 (房之)	写	被疵	柳川市史-後編 352頁
	(慶長5年)10月10日	立花宗茂	宇美助左衛門 (房之)	写	被疵	福岡県史-上 35号
16	(慶長5年)10月10日	立花宗茂	吉田半右衛門尉	原	「其方」被疵、「内之者」1 人被疵	柳川市史-後編 396頁 ^(注2)
17	(慶長5年)10月10日	立花宗茂	立花三太夫 (統次)	写	2人が被疵	柳川市史-後編 557頁
18	(慶長5年)10月10日	立花宗茂	立花助兵衛	写	「其手之者」3人が被疵	柳川市史-後編 562頁
19	(慶長5年)10月10日	立花宗茂	石田六允 (俊重)	原	「其方手」が分捕高名	福岡県史-上 4号
20	(慶長5年)10月10日	立花宗茂	大石彦兵衛 (成美)	写	被疵	福岡県史-上 45号
21	(慶長5年)10月10日	立花宗茂	野上忠右衛門 (茂正)	写	「其方事」被疵	福岡県史-上 78号 ^(注3)
22	(慶長5年)10月10日	立花宗茂	安東作之介	写	「其方事」被疵	福岡県史-上 131号 ^(注4)
23	(慶長5年)10月10日	立花宗茂	丹半左衛門尉 (親次)	写	「其方手之者」4人が被疵	福岡県史-上 203号

24	(慶長5年)10月10日	立花宗茂	三池伊兵衛尉 (親家)	原	「其方手之者」の被疵、或いは、戦死の衆の着到を銘々披見した。袖判をもって申す。	福岡県史-下 985号
25	(慶長5年)10月10日	立花宗茂	田尻甚兵衛	写	「其方事」被疵	福岡県史-下 1255号
26	(慶長5年)10月11日	立花宗茂	問注所三右衛門尉 (政連)	原	「其方手之者」1人が分捕の高名、3人が被疵	柳川市史-後編 263頁
	(慶長5年)10月11日	立花宗茂	問注所三右衛門尉 (政連)	原	「其方手之者」1人が分捕の高名、3人が被疵	福岡県史-下 1011号
27	(慶長5年)10月 ^(マ) ₁₇ (10日カ)	立花宗茂	安部半内	写	^(ママ) 頭(頸カ)1を分捕の高名	福岡県史-下 1256号
28	(慶長5年)10月10日	立花宗茂	立花織部佐 (親家)	写	「其方手之者」の分捕高名、被疵、戦死の衆の着到を銘々披見した。袖判をもって申す。	柳河藩-下 265～266頁

※感状の記載内容において、被疵、戦死等について個人名が記されていても、上表では人数に置き換えて表記した。ただし、一部例外はある。

※上表の宛所について、『福岡県史』近世史料編・柳川藩初期(下)(財団法人西日本文化協会、1988年、622～690頁)の人名索引により実名が判明する者は()内に記した。

※上表の宛所について、由布玄蕃頭の実名は、中野等・穴井綾香『近世大名立花家』(柳川の歴史4)(柳川市、2012年、162頁)によった。

※上表の宛所について、丹半左衛門尉の実名は、前掲・中野等・穴井綾香『近世大名立花家』(181頁)によった。

【出典の凡例】

柳川市史-前編…『柳川市史』史料編V、近世文書(前編)(柳川市、2011年)

柳川市史-後編…『柳川市史』史料編V、近世文書(後編)(柳川市、2012年)

福岡県史-上…『福岡県史』近世史料編・柳川藩初期(上)(財団法人西日本文化協会、1986年)

福岡県史-下…『福岡県史』近世史料編・柳川藩初期(下)(財団法人西日本文化協会、1988年)

福岡市史-中世…『新修福岡市史』資料編、中世2(福岡市、2014年)

柳河藩-下…『柳河藩享保八年藩士系図・下』(柳川歴史資料集成第二集)(柳川市、1997年)

(注1)『福岡県史』近世史料編・柳川藩初期(上)(財団法人西日本文化協会、1986年)の202号文書の頭注には「本文書疑義あるも収録」と記されている。確かに、この感状の文言には大袈裟な箇所があり、他の立花宗茂発給の感状(大津城攻め)と比較すると明らかに文言が異なる(他の立花宗茂発給の感状のような定型文言ではない)という点が指摘できる。

(注2) 外包紙上書には「江州大津御感書、慶長五年庚子十月三日」と記されている(『柳川市史』史料編V、近世文書(後編)、柳川市、2012年、396頁)。

(注3) 写しの文書であり、後半の文が脱落している可能性がある。

(注4) 写しの文書であり、後半の文が脱落している可能性がある。

表 2

大津城攻め(慶長5年9月13日)についての立花宗茂発給の感状における被疵・戦死等の記載に関する表

	感状の宛所	名 前	状 況	着到文言 の有無	書止 文言	出 典
1	内田老岐入道 (鎮家)	「子息」(内田)監物	戦死	×	A	福岡県史 - 上、23号
2	立花吉右(左カ)衛門 (成家)	- (立花吉左衛門)	2ヶ所被疵	×	A	福岡県史 - 上、202号
3	安東彦右衛門尉 (常久)	「其方手之者」後藤安右衛門 「其方手之者」玉田弥三郎 「其方手之者」古賀市右衛門 「其方手之者」加邊嶋久藏	被疵 被疵 被疵 戦死	×	A	柳川市史 - 前編11頁 柳川市史 - 前編11頁 柳川市史 - 前編11頁 柳川市史 - 前編11頁
4	安東孫兵衛尉 (連州)	「其方」(安東孫兵衛尉) 安東新藏	被疵 被疵	×	A	柳川市史 - 前編18頁 柳川市史 - 前編645頁 柳川市史 - 前編18頁 柳川市史 - 前編645頁
5	上妻次兵衛尉	- (上妻次兵衛尉) 「内之者」九介 (中間カ)	分捕高名 分捕	×	A	柳川市史 - 前編200頁 柳川市史 - 前編200頁
6	立花吉左衛門尉 (成家)	「其方手之者」	分捕高名・ 被疵・戦死	○	A	柳川市史 - 前編232頁
7	内田清右衛門 (玄利)	「其方組之衆」半介 (中間カ) 「其方組之衆」弥右衛門 (中間カ) 「其方組之衆」仁右衛門 (中間カ)	被疵 被疵 被疵	×	A	柳川市史 - 前編309頁 柳川市史 - 前編309頁 柳川市史 - 前編309頁
8	高野四郎左衛門尉	「其方内之者」	被疵	×	A	柳川市史 - 前編315頁
9	立花新右衛門尉 (親勝)	吉村喜右衛門 秦次郎 (中間カ) 松尾物 (惣カ)右衛門	被疵 被疵 被疵	×	A	柳川市史 - 前編321頁 柳川市史 - 前編321頁 柳川市史 - 前編321頁
10	立花善次郎 (親雄)	- (立花善次郎)	分捕高名	×	A	柳川市史 - 前編322頁
11	十時主計允 (成重)	「其方寄探」衛藤久内	戦死	×	A	柳川市史 - 前編682頁
12	由布孫左衛門尉 (惟可)	「其方内之者」井介 (中間カ) 「其方内之者」藤兵衛 (中間カ) 「其方内之者」権内 (中間カ) 「其方内之者」作允 (中間カ)	被疵 被疵 被疵 被疵	×	A	柳川市史 - 後編341頁 柳川市史 - 後編341頁 柳川市史 - 後編341頁 柳川市史 - 後編341頁
13	由布玄蕃頭 (惟与)	「自身」(由布玄蕃頭)	鎧疵	×	A	柳川市史 - 後編342頁
14	由布大炊助 (惟貞)	- (由布大炊助) 宇美安右衛門 中麻弥七左衛門	分捕の疵 戦死 戦死	×	A	柳川市史 - 後編352頁
15	宇美助左衛門 (房之)	- (宇美助左衛門)	被疵	×	A	柳川市史 - 後編352頁
16	吉田半右衛門尉	「其方事」(吉田半右衛門尉) 「内之者一人」	被疵 被疵	×	A	柳川市史 - 後編396頁
17	立花三太夫 (統次)	原久助 「中間」與次郎	被疵 被疵	×	A	柳川市史 - 後編557頁

18	立花助兵衛	「其手之者」立田三七郎 「其手之者」石村三郎 「其手之者」川野利兵衛	被疵 被疵 被疵	×	A	柳川市史－後編562頁
19	石田六允 (俊重)	「其方手」	分捕高名	×	A	福岡県史－上、4号
20	大石彦兵衛 (成美)	－（大石彦兵衛）	被疵	×	A	福岡県史－上、45号
21	野上忠右衛門 (茂正)	「其方事」(野上忠右衛門)	被疵	×	×	福岡県史－上、78号
22	安東作之介	「其方事」(安東作之介)	被疵	×	×	福岡県史－上、131号
23	丹半左衛門尉 (親次)	「其方手之者」水上小衛門 「其方手之者」高尾小兵衛 「中間」善五郎 「中間」甚五郎	被疵 被疵 被疵 被疵	×	A	福岡県史－上、203号
24	三池伊兵衛尉 (親家)	「其方手之者」	被疵・戦死	○	A	福岡県史－下、985号
25	田尻甚兵衛	「其方」(田尻甚兵衛)	被疵	×	A	福岡県史－下、1255号
26	間注所三右衛門尉 (政連)	「其方手之者」岩下又左衛門尉 「其方手之者」町野善兵衛尉 「其方手之者」馬田与左衛門尉 「其方手之者」原総次郎	分捕高名 被疵 被疵 被疵	×	A	柳川市史－後編263頁 柳川市史－後編263頁 柳川市史－後編263頁 柳川市史－後編263頁
27	安部半内	－（安部半内）	^(ママ) 頭（頸カ） 1分捕高名	×	C	福岡県史－下、1256号
28	立花織部佐 (親家)	「其方手之者」	分捕高名・ 被疵・戦死	○	A	柳河藩－下、265～266 頁

※上表におけるNo.は表1におけるNo.に対応している。

※上表の宛所について、『福岡県史』近世史料編・柳川藩初期（下）（財団法人西日本文化協会、1988年、622～690頁）の人名索引により実名が判明する者は（ ）内に記した。

※上表の宛所について、由布玄蕃頭の実名は、中野等・穴井綾香『近世大名立花家』〈柳川の歴史4〉（柳川市、2012年、162頁）によった。

※上表の宛所について、丹半左衛門尉の実名は、前掲・中野等・穴井綾香『近世大名立花家』（181頁）によった。

【書止文言の凡例】

A…恐々謹言

C…～候也

×…書止文言なし

【出典の凡例】

柳川市史－前編…『柳川市史』史料編Ⅴ、近世文書（前編）（柳川市、2011年）

柳川市史－後編…『柳川市史』史料編Ⅴ、近世文書（後編）（柳川市、2012年）

福岡県史－上…『福岡県史』近世史料編・柳川藩初期（上）（財団法人西日本文化協会、1986年）

福岡県史－下…『福岡県史』近世史料編・柳川藩初期（下）（財団法人西日本文化協会、1988年）

柳河藩－下…『柳河藩享保八年藩士系図・下』（柳川歴史資料集成第二集）（柳川市、1997年）

表 3

大津城攻め（慶長 5 年 9 月 13 日）についての立花宗茂発給の軍忠一見状

	発給年月日	発給者	宛所	原写	内容の摘要	出典
1	-	- (立花宗茂)	-	原	慶長 5 年 9 月 13 日の大津城攻めの時、由布玄番（蕃カ）頭の「手之者」の分捕、或いは、戦死、被疵衆の着到を銘々披見した ※頸 2、被疵衆 14 人 ※戦死の衆は記載漏れか？	柳川市史 - 後編 310 頁
	慶長 5 年 7 月 (10 月カ) 10 日 ^(注 1)	- (立花宗茂)	-	写	慶長 5 年 9 月 13 日の大津城攻めの時、由布玄番（蕃カ）頭の「手之者」の分捕、或いは、戦死、被疵衆の着到を銘々披見した ※頸 2、被疵衆 14 人 ※戦死の衆は記載漏れか？	柳川市史 - 後編 342 頁
	慶長 5 年 10 月 10 日 ^(注 2)	- (立花宗茂)	-	写	慶長 5 年 9 月 13 日の大津城攻めの時、由布玄番頭の「手之者」の分捕、或いは、戦死、被疵衆の着到を銘々披見した ※頸 2、被疵衆 14 人 ※戦死の衆は記載漏れか？	柳川市史 - 後編 345 ~ 346 頁
	慶長 5 年 10 月 10 日 ^(注 3)	- (立花宗茂)	-	写	慶長 5 年 9 月 13 日の大津城攻めの時、由布玄番（蕃カ）頭の「手之者」の分捕、或いは、戦死、被疵衆の着到を銘々披見した ※頸 2、被疵衆 14 人 ※戦死の衆は記載漏れか？	福岡県史 - 上 76 号
	-	- (立花宗茂)	-	原	慶長 5 年 9 月 13 日の大津城攻めの時、由布玄番（蕃カ）頭の「手之者」の分捕、或いは、戦死衆、疵衆（被疵衆カ）の着到を銘々披見した ※頸 2、被疵衆 14 人 ※戦死の衆は記載漏れか？	福岡県史 - 下 627 号
2	-	- (立花宗茂)	-	原	慶長 5 年 9 月 13 日の大津城攻めの時、立花吉左衛門尉の「手之者」の分捕、或いは、被疵、戦死の衆の着到を披見した ※頸 1、被疵衆 19 人、戦死の衆 2 人	柳川市史 - 前編 232 ~ 233 頁
	-	- (立花宗茂)	-	原	慶長 5 年 9 月 13 日の大津城攻めの時、立花吉左衛門尉の「手之者」の分捕、或いは、被疵、戦死の衆の着到を披見した ※頸 1、被疵衆 19 人、戦死の衆 2 人	福岡県史 - 上 193 号
3	-	- (立花宗茂)	-	写	立花織部佐の「手之者」の戦死・疵（被疵カ）の者共の人数付 ※頸（頸カ） 1、疵（被疵カ）の者 8 人、戦死の者 2 人	福岡県史 - 下 559 号 ^(注 4)

4	-	- (立花宗茂)	-	原 慶長5年9月13日の大津城攻めの時、 三池伊兵衛尉の「手之者」の被疵、或 いは、戦死の衆の着到を披見した ※被疵衆8人、戦死の衆3人	福岡県史-下 981号
---	---	-------------	---	--	----------------

※軍忠一見状の記載内容において、被疵、戦死等について個人名が記されていても、上表では人数に置き換えて表記した。

【出典の凡例】

柳川市史-前編…『柳川市史』史料編Ⅴ、近世文書（前編）（柳川市、2011年）

柳川市史-後編…『柳川市史』史料編Ⅴ、近世文書（後編）（柳川市、2012年）

福岡県史-上…『福岡県史』近世史料編・柳川藩初期（上）（財団法人西日本文化協会、1986年）

福岡県史-下…『福岡県史』近世史料編・柳川藩初期（下）（財団法人西日本文化協会、1988年）

（注1）原文書には月日の記載はないので、この文書は写しの文書であるため「慶長五年七月（十月カ）十日」は後世の加筆であると考えられる。

（注2）原文書には月日の記載はないので、この文書は写しの文書であるため「慶長五年十月十日」は後世の加筆であると考えられる。

（注3）原文書には月日の記載はないので、この文書は写しの文書であるため「慶長五年十月十日」は後世の加筆であると考えられる。

（注4）この文書は写しであるため、「慶長五年九月十三日、江州大津城攻之刻」という本文の冒頭の文言が脱落している。

表 4

大津城攻め(慶長5年9月13日)についての立花宗茂発給の軍忠一見状における被疵・戦死等の記載に関する表

	名 前	状 況	出 典
1	由布玄番 ^(ママ) (蕃カ) 頭の「手之者」	分捕・戦死・被疵	柳川市史 - 後編310頁
	■ - (「分捕之衆」脱カ)		
	橋爪小左衛門尉	頸 1 (討之)	
	三代作介	頸 1 (討之)	
	■被疵衆		
	高野久右衛門尉	被疵	
	由布内記	被疵	
	由布小右衛門尉	被疵	
	井原市右衛門尉	被疵	
	鳥取四郎右衛門尉	被疵	
	利光孫兵衛尉	被疵	
	池邊作蔵	被疵	
	坂本久右衛門尉	被疵	
	守部正兵衛尉	被疵	
	井上左吉右衛門尉	被疵	
	市蔵 (中間カ)	被疵	
	弥介 (中間カ)	被疵	
	惣兵衛 (中間カ)	被疵	
	弥蔵 (中間カ)	被疵	
	(「戦死之衆」以下、脱カ)		
2	立花吉左衛門尉の「手之者」	分捕・被疵・戦死	柳川市史 - 前編232 ~ 233頁
	■ - (「分捕之衆」脱カ)		
	森田孫兵衛尉	頸 1 (討之)	
	■被疵衆		
	東郷太郎介	被疵	
	金生十右衛門尉	被疵	
	安部作右衛門尉	被疵	
	庄司清介	被疵	
	竹原小十郎	被疵	

後藤久内	被疵	
原長右衛門尉	被疵	
河崎勝介	被疵	
寒田半右衛門尉	被疵	
大塚九右衛門尉	被疵	
篠原喜介	被疵	
青柳清兵衛	被疵	
真鍋十介	被疵	
又右衛門（中間）	被疵	
弥介（中間）	被疵	
孫二郎（中間）	被疵	
金介（中間）	被疵	
久介（中間）	被疵	
喜右衛門（中間）	被疵	
■戦死の衆		
末松久右衛門尉	戦死	
重松加右衛門尉	戦死	
3 立花織部佐の「手之者」	（「分捕」脱カ）・戦死・疵 ^(ママ) （「被疵」カ）	福岡県史-下、559号
■ - （「分捕之衆」脱カ）		
中村権右衛門	^(ママ) 頭（頸カ）1（討之）	
■疵者（「被疵衆」カ）		
池田孫兵衛	疵	
松尾九郎右衛門	疵	
^(ママ) 榎何右衛門	疵	
川口作内	疵	
真玉七兵衛尉	疵	
藤内（中間カ）	疵	
市介（中間カ）	疵	
藤小兵衛尉	疵	
■戦死の者 ^(ママ) （衆カ）		
田中仁右衛門	戦死	

	中村権右衛門	戦死	
4	三池伊兵衛尉の「手之者」	被疵・戦死	福岡県史 - 下、981号
	■被疵衆		
	藤田与右衛門尉	被疵	
	小山勝八	被疵	
	針嶋惣兵衛尉	被疵	
	原口山三郎	被疵	
	柴尾平右衛門尉	被疵	
	下川孫三郎	被疵	
	中嶋善次郎	被疵	
	小宮五介	被疵	
	■戦死の衆		
	三池権六	戦死	
	本郷安右衛門	戦死	
	藤田又介	戦死	

※上表におけるNo.は表3におけるNo.に対応している。

【出典の凡例】

柳川市史 - 前編…『柳川市史』史料編V、近世文書（前編）（柳川市、2011年）

柳川市史 - 後編…『柳川市史』史料編V、近世文書（後編）（柳川市、2012年）

福岡県史 - 下…『福岡県史』近世史料編・柳川藩初期（下）（財団法人西日本文化協会、1988年）

表5

大津城攻めの感状の宛所になっている立花家家臣のうち石高が判明する者

No.	名 前	石 高 等	出 典
2、6	立花吉左衛門 (成家)	居城は城嶋 与力は42人 一番組の組頭 4000石、鉄炮20挺 4000石	B B C C D
3	安東彦右衛門 (常久)	大津城攻めの時の母袋掛 <small>ほろ</small> の衆の一人、1000石 与力は7人 1000石、鉄炮5挺 1000石	A B C D
4	安東孫兵衛尉 (連州)	大津城攻めの時の母袋掛 <small>ほろ</small> の衆の一人、1000石 与力は4人 1000石、鉄炮5挺 1000石	A B C D
5	上妻次兵衛	無足衆 無足衆組はつれ	B D
7	内田清右衛門 (玄利)	改奉行 300石、鉄炮1挺 300石	C C D
9	立花新右衛門 (親勝)	与力は3人 1000石、鉄炮5挺 1000石	B C D
14	由布大炊助 (惟貞)	与力は8人 700石、鉄炮3挺 700石	B C D
17	立花三太夫 (統次)	大津城攻めの時の母袋掛 <small>ほろ</small> の衆の一人、1000石 与力は2人 1000石、鉄炮5挺 1000石	A B C D
18	立花助兵衛	300石、鉄炮1挺 300石	C D
21	野上忠右衛門 (茂正)	200石、鉄炮1挺 200石	C D
22	安東作之介	安東彦右衛門の与力の中の一人	B
23	丹半左衛門 (親次)	1000石、鉄炮5挺 1000石	C D
24	三池伊兵衛 (親家)	2150石、鉄炮11挺 2300石	C D

25	田尻甚兵衛	150石、鉄炮1挺 150石	C D
28	立花織部佐 (親家)	3500石、鉄炮17挺	C

※上表におけるNo.は表1、表2におけるNo.に対応している。

※上表の名前について、『福岡県史』近世史料編・柳川藩初期(下)(財団法人西日本文化協会、1988年、622～690頁)の人名索引により実名が判明する者は()内に記した。

※上表の名前について、丹半左衛門尉の実名は、中野等・穴井綾香『近世大名立花家』〈柳川の歴史4〉(柳川市、2012年、181頁)によった。

【出典の凡例】

A…「大津御一戦之時母袋掛候衆」(「立花家旧記」、『柳河藩立花家分限帳』〈柳川歴史資料集成第三集〉、柳川市、1998年)

B…「与力附侍帳」(前掲『柳河藩立花家分限帳』)

C…「文禄五年朝鮮御陣御家中軍役高付騎馬并鉄鉋付之覚」(前掲『柳河藩立花家分限帳』)

D…「慶長五年侍帳」(前掲『柳河藩立花家分限帳』)

表6

表5について石高の多い順にソートしたもの

No.	名 前	石 高	与力の人数
2、6	立花吉左衛門(成家)	4 0 0 0石	与力は42人
28	立花織部佐(親家)	3 5 0 0石	
24	三池伊兵衛(親家)	2 1 5 0石(2 3 0 0石)	
3	安東彦右衛門(常久)	1 0 0 0石	与力は7人
4	安東孫兵衛尉(連州)	1 0 0 0石	与力は4人
9	立花新右衛門(親勝)	1 0 0 0石	与力は3人
17	立花三太夫(統次)	1 0 0 0石	与力は2人
23	丹半左衛門(親次)	1 0 0 0石	
14	由布大炊助(惟貞)	7 0 0石	与力は8人
7	内田清右衛門(玄利)	3 0 0石	
18	立花助兵衛	3 0 0石	
21	野上忠右衛門(茂正)	2 0 0石	
25	田尻甚兵衛	1 5 0石	

1 0 0 0石以上



※上表におけるNo.は表1、表2、表5におけるNo.に対応している。

表7

大津城攻めの諸将

▼中国衆	攻手の大将…毛利輝元の軍代・毛利元康 付衆 …小早川秀包、垣屋四郎兵衛（恒総カ）、平賀（元相カ） 船手 …村上景親
▼大坂旗本衆	増田長盛の人数、片桐且元の人数、片桐貞隆、松浦秀任（討死）、石川頼明、伊藤左馬助、小出秀政
▼大和衆 ^(注1)	桑山一晴、多賀秀種（一番乗り）、杉若氏宗、松倉豊後（重政カ）カ
▼西国衆 ^(注2)	立花宗茂、筑紫主水、伊東祐兵の人数、軍代・伊東久兵衛（討死）
攻める人数（の合計）…1万5000の見積り	

※上表は「関ヶ原御合戦之時大津城責之覚」（『新修福岡市史』資料編、中世1、福岡市、2010年、1020～1021頁）をもとに作成した。

（注1）大和衆としているが、桑山一晴（紀伊和歌山）、杉若氏宗（紀伊田辺）の所領は紀伊国内にあった。

（注2）この場合、西国衆というのは九州衆という意味であろう。

※上表のほか、「立花家旧記」（『柳河藩立花家分限帳』〈柳川歴史資料集成第三集〉、柳川市、1998年、3頁）には「大津御一戦之時母袋掛候衆」として、立花兵庫統実（1000石）、安東孫兵衛（1000石）、清田又兵衛（1000石）、安東彦右衛門連直（1000石）、由布勝右衛門（700石）、石松安兵衛（600石）、松岡外記（600石）、堀次郎右衛門秀（700石）、立花期右衛門（800石）、立花三太夫統次（1000石）の10名（立花家家臣）が記されているが、この中で、立花宗茂発給の感状（大津城攻め）の宛所として名前が確認できるのは、安東孫兵衛、安東彦右衛門、立花三太夫の3名のみである。

表 8
立花家のそれぞれの家臣の与力数

由布七右衛門(惟次)の与力(居城は酒見)	^(ママ) 53人(43人カ) ^(注1)
小野和泉(鎮幸)の与力(居城は蒲池)	52人
立花三左衛門(鎮次)の与力(居城は高尾)	52人
立花三郎右衛門の与力(居城は安武)	^(ママ) 52人(50人カ) ^(注2)
立花吉左衛門(成家)の与力(居城は城嶋)	42人
佐伯善左衛門の与力	20人
無足衆	19人
十時撰津の与力	18人
安東津之介の与力	17人
十時源兵衛の与力	17人
清水藤右衛門の与力	16人
原尻宮内の与力	15人
十時勘右衛門の与力	12人
内田忠右衛門の与力	11人
^(ママ) 疋田跡(の与力)	11人
瀬戸口十兵衛(の与力)	10人
足達勝右衛門の与力	9人
十時撰津の預り	9人
由布大炊の与力	8人
安東彦右衛門の与力	7人
石松安兵衛の与力	7人
後藤市弥太の与力	7人
御鷹飼	7人
十時太左衛門の与力	6人
安東孫兵衛の与力	4人
堀又介の与力	4人
立花新右衛門の与力	3人
清田又兵衛の与力	3人
因幡宗休の与力	3人

立花三太夫の与力	2人
池部次郎の与力	2人
千手平左衛門の与力	1人
十時新四郎の与力	1人
十時但馬の与力	1人
竹迫勘八の与力	1人
田尻八郎の与力	1人
合 計	503人（491人カ） ^(注3)

※上表は、「与力附侍帳」（『柳河藩立花家分限帳』〈柳川歴史資料集成第三集〉、柳川市、1998年）をもとに作成した。作表にあたり、与力の人数の多い順にソートをかけた。

※上表において、由布七右衛門、小野和泉、立花三左衛門、立花吉左衛門の実名については、『福岡県史』近世史料編・柳川藩初期（下）（財団法人西日本文化協会、1988年、622～690頁）の人名索引により（ ）内に記した。

※上表において、無足衆19人、十時撰津の預り9人、御鷹飼7人は与力数を示すものではない。

※支城主（重臣クラス）の5人は特に与力の数が多いことがわかり、いずれも与力の数が40人台～50人台である。

（注1）「与力附侍帳」における由布七右衛門の与力数の合計は「合五十三人」と記されているが、実際に与力数をカウントすると43人になる。

（注2）「与力附侍帳」における立花三郎右衛門の与力数の合計は「合五拾貳人」と記されているが、実際に与力数をカウントすると50人になる。

（注3）「与力附侍帳」に記載されている各与力を合計すると491人になる。しかし、「与力附侍帳」に記載されている与力の各小計人数を合計すると503人になる。なお、「与力附侍帳」の末尾には「惣合四百八拾壺人」と記されているが、この481人という人数は、上記の491人、503人のいずれとも合致しない。

図 1

大津城攻めにおける立花家家臣の「族的結合の形態」

